別表第12の1㈤中「酒石酸―酒石酸ナトリウム混合緩衝液」を「リン酸緩衝液（0.01mol／L）」に、「0.2ml」を「2ml又はクロラミンT溶液（1.25w／v％）0.5ml」に、「としたもの」を「とし、1時間以上冷所で静置し、反応させたもの」に、「調製する」を「調製し、速やかに使用する」に改め、同表3を次のように改める。

3　試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、試料100mlにつきリン酸緩衝液（1mol／L）1mlを加えた後、満水にして直ちに密栓し、冷蔵して速やかに試験する。

別表第12の4㈡中「酒石酸緩衝液、酒石酸ナトリウム緩衝液及び次亜塩素酸ナトリウム溶液（有効塩素濃度0.05％）」を「リン酸緩衝液（1mol／L）」に改め、同表5中「シアン化物イオン標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに酒石酸―酒石酸ナトリウム混合緩衝液」を「あらかじめ冷却したリン酸緩衝液（0.01mol／L）を数個のメスフラスコに採り、シアン化物イオン標準液を段階的に加え、それぞれにリン酸緩衝液（0.01mol／L）」に、「塩化シアン標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに酒石酸―酒石酸ナトリウム混合緩衝液」を「あらかじめ冷却したリン酸緩衝液（0.01mol／L）を数個のメスフラスコに採り、塩化シアン標準液を段階的に加え、それぞれにリン酸緩衝液（0.01mol／L）」に改める。

別表第19の1㈢中「内部標準添加ヘキサン」を「1000倍」に、「0.001mg」を「0.0005mg」に改め、同表4㈠中「ヘキサン5ml」を「内部標準添加ヘキサン5ml」に、「更に、この溶液の一定量に内部標準液50μlを加え、これを」を「この溶液を一定量採り、」に改め、同㈡中「225」を「161」に改める。

別表第27の2㈠中「別表第14の2㈠の例による。」を「容量500～1000mlのもので、ポリテトラフルオロエチレン張りのキャップをしたもの」に改める。

別表第29の2中㈡を㈢とし、㈠の次に次のように加える。

㈡　パイアル

別表第29の4㈠中「0.05mg／L」を「0.01mg／L」に、「4mlを共栓付き試験管に採り、窒素ガスを緩やかに吹き付けて0.8ml程度まで濃縮し、これに」を「1mlをバイアルに採り、」に、「100μl」を「50μl」に改め、「更に酢酸エチルを加えて1mlとし」を削る。

○厚生労働省告示第四十九号

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）第二条第一項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成九年厚生省告示第百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年二月十七日　厚生労働大臣　長妻　昭

第1の1⑵中「B7505号（平成6年）」を「B7505―1号（平成19年）」に改める。

第2の3の表カドミウム及びその化合物の項中「、フレーム―原子吸光光度法」を削り、同表1、一、二―トリクロロエタンの項を削る。

第4の1⑶、第5の1⑵及び第6の1⑵中「B7505号（平成6年）」を「B7505―1号（平成19年）」に改める。

○厚生労働省告示第五十号

水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十七号ハの規定に基づき、資機材等の材質に関する試験（平成十二年厚生省告示第四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年二月十七日　厚生労働大臣　長妻　昭

3の表カドミウム及びその化合物の項中「、フレーム―原子吸光光度法」を削り、同表1、一、二―トリクロロエタンの項を削る。

○厚生労働省告示第五十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるテュフ・ラインランド・ジャパン株式会社について、その基準適合性認証を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年二月十七日　厚生労働大臣　長妻　昭

登録番号	名称	変更前の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更後の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更の日
AB	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十九番五号	一　神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十九番五号 二　神奈川県横浜市都筑区北山田四丁目二十五番二号 三　大阪府大阪市北区東天満二丁目九番一号	平成二十年八月一日
AB	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社	一　神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十九番五号 二　神奈川県横浜市都筑区北山田四丁目二十五番二号 三　大阪府大阪市北区東天満二丁目九番一号	一　神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目十九番五号 二　大阪府大阪市北区東天満二丁目九番一号	平成二十一年九月一日

○厚生労働省告示第五十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるBSI　マネジメントシステムジャパン株式会社について、その名称及び住所を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年二月十七日　厚生労働大臣　長妻　昭

登録番号	変更前の名称	変更後の名称	変更前の住所	変更後の住所	変更の日
AD	BSI　マネジメントシステムジャパン株式会社	BSIグループジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目二番八号	東京都港区北青山二丁目十二番二十八号青山ビル五階	平成二十二年十一月二十四日

○厚生労働省告示第五十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるテュフズードジャパン株式会社及び日本化学キューエイ株式会社について、その住所及び基準適合性認証を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年二月十七日　厚生労働大臣　長妻　昭